

給水装置の構造及び材質の基準(45項目)

項目名	基準値	
	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
1 カドミウム及びその化合物	0.001mg / L以下	0.01mg / L以下
2 水銀及びその化合物	0.00005mg / L以下	0.0005mg / L以下
3 セレン及びその化合物	0.001mg / L以下	0.01mg / L以下
4 鉛及びその化合物 ^{*1}	0.001mg / L以下	0.01mg / L以下
5 ヒ素及びその化合物	0.001mg / L以下	0.01mg / L以下
6 六価クロム化合物	0.005mg / L以下	0.05mg / L以下
7 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001mg / L以下	0.01mg / L以下
8 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg / L以下	10mg / L以下
9 フッ素及びその化合物	0.08mg / L以下	0.8mg / L以下
10 ホウ素及びその化合物	0.1mg / L以下	1.0mg / L以下
11 四塩化炭素	0.0002mg / L以下	0.002mg / L以下
12 1,4-ジオキサン	0.005mg / L以下	0.05mg / L以下
13 1,2-ジクロロエタン	0.0004mg / L以下	0.004mg / L以下
14 1,1-ジクロロエチレン	0.002mg / L以下	0.02mg / L以下
15 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg / L以下	0.04mg / L以下
16 ジクロロメタン	0.002mg / L以下	0.02mg / L以下
17 テトラクロロエチレン	0.001mg / L以下	0.01mg / L以下
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg / L以下	0.006mg / L以下
19 トリクロロエチレン	0.003mg / L以下	0.03mg / L以下
20 ベンゼン	0.001mg / L以下	0.01mg / L以下
21 ホルムアルデヒド	0.008mg / L以下	0.08mg / L以下
22 亜鉛及びその化合物 ^{*1}	0.1mg / L以下	1.0mg / L以下
23 アルミニウム及びその化合物	0.02mg / L以下	0.2mg / L以下
24 鉄及びその化合物	0.03mg / L以下	0.3mg / L以下
25 銅及びその化合物 ^{*1}	0.1mg / L以下	1.0mg / L以下
26 ナトリウム及びその化合物	20mg / L以下	200mg / L以下
27 マンガン及びその化合物	0.005mg / L以下	0.05mg / L以下
28 塩化物イオン	20mg / L以下	200mg / L以下
29 蒸発残留物	50mg / L以下	500mg / L以下
30 陰イオン界面活性剤	0.02mg / L以下	0.2mg / L以下
31 非イオン界面活性剤	0.005mg / L以下	0.02mg / L以下
32 フェノール類 ^{*2}	0.0005mg / L以下	0.005mg / L以下
33 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5mg / L以下	5mg / L以下
34 味	異常でないこと	異常でないこと
35 臭気	異常でないこと	異常でないこと
36 色度	0.5度以下	5度以下
37 濁度	0.2度以下	2度以下
38 エピクロロヒドリン	0.01mg / L以下	0.01mg / L以下

39	アミン類 ^{*3}	0.01mg / L以下	0.01mg / L以下
40	2,4-トルエンジアミン	0.002mg / L以下	0.002mg / L以下
41	2,6-トルエンジアミン	0.001mg / L以下	0.001mg / L以下
42	酢酸ビニル	0.01mg / L以下	0.01mg / L以下
43	スチレン	0.002mg / L以下	0.002mg / L以下
44	1,2-ブタジエン	0.001mg / L以下	0.001mg / L以下
45	1,3-ブタジエン	0.001mg / L以下	0.001mg / L以下

1主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、鉛及びその化合物は0.007mg / L、亜鉛及びその化合物は0.97mg / L、銅及びその他の化合物は0.98mg / Lとする。

2フェノールの量に換算した数値とし、パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、基準値を0.005mg / L以下とする。

3トリエチレンテトラミンとして0.01mg / L以下であること。